

長井市議会

議会制度特別委員会 報告書

調査研究事項	近年の社会構造の変化及び市民意識の変化等を受け、議会制度全般の見直しと時代に即した変革が必要となってきたことから、これらの課題に対し幅広い調査研究及び協議を行い、提言をまとめる。
--------	---

令和8年6月19日

議会制度特別委員会

委員長 梅津 善之

副委員長 勝見 英一郎

委員 鈴木 英則

委員 鈴木 裕

委員 鈴木 一則

委員 竹田 陽一

委員 鈴木 富美子

1	はじめに	P2
2	議会制度特別委員会設置までの経過	
(1)	議会制度の諸課題に係る議員間討議	P2
(2)	議会制度の諸課題に係る研究会	P4
(3)	議長への提案書	P5
3	議会制度特別委員会開催の概要	
	第1回議会制度特別委員会	P6
	第2回議会制度特別委員会	P6
	～	
	第19回議会制度特別委員会	P10
4	課題への取り組み	
(1)	市議会に関する市民の意識調査 — 市民アンケートの実施 —	P11
(2)	市議会の意義と働きについての理解醸成 — 『長井市議会ガイドブック（パワーポイント版）』作成 —	P12
(3)	議員活動の充実に向けて	
	①議員研修会の実施	P13
	②諸規定の見直し	P13
	③オンライン委員会開催のための条例改正等	P14
	④議会運営委員会による長井市議会基本条例に基づく評価シートの活用	P14
(4)	議員定数・報酬についての検討	
	①議員定数に関する議会制度特別委員会での協議結果の報告	P15
5	今後に向けて	P16
6	終わりに	P17
7	関連資料	
資料1	議会提要所収の諸規定について検討を求める提案書	P18
資料2	議会制度特別委員会設置についての議会案及び設置規程	P21
資料3	議会制度特別委員会における長井市議会議員定数及び報酬に関する 協議の結果について（報告）	P23
資料4	長井市議会に関する市民アンケート報告書	P25
資料5	長井市議会ガイドブック	P27
資料6	諸規定の見直しに基づく条例改正等	P29
資料7	長井市議会会議規則及び長井市議会委員会条例の改正	P35
資料8	オンライン委員会運営要領	P38
資料9	長井市議会基本条例に基づく評価シート	P40

1 はじめに

近年の地方政治に対する関心低下や議員のなり手不足などが全国的な課題となる中、本市における議会制度の諸課題について協議するため、会派等からの代表6人による議員間討議を令和6年3月に開始した。その後、議会制度の諸課題に関する研究会として協議を継続し、会議規則や委員会条例等の改正内容を整理した提案書を議長に提出した。その中で、今後の検討の方向として、市民アンケートの実施や定数・報酬等に関する協議などが考えられることから特別委員会の設置が要望され、令和7年6月に「議会制度特別委員会」が設置された。

本報告書の次の項目以降に述べていることであるが、議会制度特別委員会では、提案書を受けた条例改正や議員研修会の実施、長井市議会に関する市民アンケートの実施、中学生向けの「長井市議会ガイドブック」の作成、オンラインによる常任委員会開催のための環境整備等に取り組んできた。

以上の取り組みの概要を整理したものが本報告書である。本報告書が、今後の長井市議会活性化の糧となることを願う。

なお、関連資料は巻末に載せてあるが、長井市議会ホームページに掲載している資料等、本報告書では一部掲載にとどめているものもあるがご理解いただきたい。

2 議会制度特別委員会設置までの経過

(1)議会制度の諸課題に係る議員間討議

第1回	令和6年3月21日（木）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・直近の選挙の無投票を受けて、課題を協議することの必要性から議員間討議を行うこととした。 ・「勉強会」として意見交換し、諸課題について理解を深めることとした。
第2回	令和6年4月15日（月）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・政治への関心が低下していると言われる現状についての現状認識について意見交換した。
第3回	令和6年5月10日（月）午前9時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・政治と選挙に関する現状を踏まえ、他団体等の報告書等の内容を素材にして、議会の在り方について意見交換した。 参考資料：①都道府県議会制度研究会報告書 ②町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機 ③全国市議会議長会の議員定数に関する調査結果 等

第 4 回	令和6年7月12日（金）午前9時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・「SNSを活用した広報活動の推進」をテーマとして委員の研修会を実施 講師 工藤 和秀 氏 東北おひさま発電副社長 内容 1. SNSの種類と特徴 2. 目的に応じたSNSの運用 3. SNSでの情報収集・発信の方法
第 5 回	令和6年8月5日（月） 午前10時より 長井市立図書館ボランティア室
	協議内容 ・委員と高校生との懇談会を実施した 出席高校生6名（長井高校2年生3名、長井工業高校2年生3名）、 ○課題研究「どうすれば地域活性化ができるか」（長井高校生）に取り組むグループからの発言や長井工業高校生の少年会議での「国際交流」提案の発言など 様々な話題で話し合うことができた。
第 6 回	令和6年10月15日（火）午後1時30分より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・議会制度に係る諸課題についての意見交換したことのまとめを協議した。 ※議会や議員についての広報を強化すること ※市民の考えや意見をリサーチすること ※女性や中堅世代が議員として活動できる環境を整備すること ※市議会に係る諸規則の再確認と精査を行うこと ※今後は、議会制度に係る諸課題についての勉強会を「研究会」として継続することが望ましいこと
議員間討議委員 平井直之、鈴木英則、勝見英一郎(座長)、渡部正之 竹田陽一、鈴木富美子	

（2）議会制度の諸課題に係る研究会

発足の経過：それまでの議員間討議のまとめを受け、研究会として協議を継続することとなった。

第 1 回	令和7年2月12日（水）午前11時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・名称を「議会制度の諸課題に係る研究会（議会制度研究会）」とし、次のことが話し合われた。 ※『議会提要』の諸規則の理解が必要であり定期的な研修会が大切であること ※議員のなり手不足の背景と対策を考える必要があること ※常任委員会の所管事項及び議員定数について考察すること ※研究会の内容が、研修会や議員以外の方との懇談会などの場合は全議員に案内しオープンに開催すること

第 2 回	令和7年3月28日（金）午前9時半より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・「長井市議会会議規則」「長井市議会申し合わせ事項」について研修した。 全議員に案内し、解説は議会事務局長が行った。
第 3 回	令和7年4月14日（月）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・『議会提要』所収の諸規程について検討を行った。 ※各議員から29項目にわたって意見が提出された。 ※提出された意見を整理し、議会での検討事項として議長に提出することとした。
第 4 回	令和7年6月6日（金）午前10時45分より 第一・第二委員会
	協議内容 ・研究会委員より出された見直し案を「提案書」として議長に提出することとした。
第 5 回	令和7年6月6日（金）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 ・議長に提案書（巻末の資料1参照）を手交し、研究会委員より検討を求める事項を説明。議長を含めて意見交換した。 ・今後の検討事項として、議員定数や議員報酬があるが、これを検討するには、市民の意見を聴くためのアンケートや懇談会等が必要となり、「研究会」では限界がある。議会として特別委員会を設置するなど検討してほしい旨要望した。 ・議長からは、現在の研究会メンバーをもとに、特別委員会を設置したい旨の発言があった。
全 員 協 議 会	令和7年6月24日（火）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議事項 ・「議会制度特別委員会」の設置と「設置規程」（資料2を参照）を決定した。
議会制度研究会委員	
鈴木英則、勝見英一郎(代表)、竹田陽一 渡部正之、鈴木富美子、梅津善之	

(3)議長への提案書 資料1

令和7年6月6日に内容邦彦議長あてに、諸規程の検討についての提案書を提出した。

- 【検討を求めた条例等】
- ・長井市議会基本条例
 - ・長井市議会政治倫理条例
 - ・長井市議会会議規則
 - ・長井市議会全員協議会規程
 - ・長井市議会委員会条例
 - ・長井市議会常任委員長会規程
 - ・議会関係人事（参考）
 - ・長井市議会申し合わせ事項
 - ・長井市議会市民との意見交換会実施に関する申合せ事項

提案の概要は巻末の資料1参照

3 議会制度特別委員会開催の概要

第 1 回	令和7年7月8日（火）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 今後の方向性について （1）「議会制度の諸課題に係る研究会」が議長に提出した提案書について ・提案書の各項目に関し、議会及び当局との協議を並行しながら1案に整理し、必要な改正案を9月定例会又は12月定例会に上程することとした。 （2）議員定数など『議会提要』のその他の規定について ・議論を深めるため、市民へのアンケート調査や勉強会を行うこととした。 （3）報告書について ・令和8年6月定例会をめどとして特別委員会の報告書を提出することとした。 2 議会制度特別委員会の経費について
第 2 回	令和7年7月18日（金）午前11時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 『議会提要』所収の諸規定見直しを依頼する部署と見直し項目についての検討 （1）検討依頼先と見直し規程 ○議会運営委員会 → 長井市議会基本条例、長井市議会申し合わせ事項 議会関係人事【参考】 ○当局 → 長井市議会委員会条例 ○常任委員長会 → 長井市議会常任委員長会規程 ○ICT活用委員会 → 長井市議会会議規則 ○議会事務局 → 長井市議会会議規則、長井市議会申し合わせ事項 ○議会制度特別委員会 → 長井市議会政治倫理条例、長井市議会会議規則、 長井市議会全員協議会規程 長井市議会市民との意見交換会実施に関する申合せ事項 （2）見直し作業と議案上程 ○令和7年7月末日まで見直し結果を議会制度特別委員会に報告 ○改正事項を整理し令和7年9月定例会に議会案として上程する
第 3 回	令和7年7月28日（月）午前9時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 議会制度特別委員会での見直し （1）長井市議会政治倫理条例、長井市議会会議規則、長井市議会全員協議会規程の各規程についての意見交換
第 4 回	令和7年7月28日（月）午前9時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 議会制度特別委員会での見直し結果の整理 2 議会案の検討

第 5 回	令和7年9月10日（水）午後1時30分より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 検討を依頼した委員会・議会事務局等の検討状況について 2 9月定例会最終日に向けての手順確認 3 今後に向けての検討 （1）議員研修会の実施 ・テーマは近年の議会改革の現状と課題に関すること ・日 時 令和7年11月初～中旬 ・講 師 他市議会事務局又は民間機関講師あるいは大学教員 （2）市民アンケートの実施 ・長井市議会に関する市民アンケート例の検討 ・抽出と回答方法等の検討 （3）議会パンフレットの作成 ・他自治体の例を参考に『長井市議会ガイドブック』を作成する （4）市民との意見交換会での資料に載せる議会制度特別委員会関連内容の確認
第 6 回	令和7年9月24日（水）午前11時より 第一・第二委員会室
	協議内容 （1）諸規程の改正案に関する全員協議会での意見等を受けての検討 （2）議員研修会についての確認 ○講師 佐藤 淳 氏（青森大学）
第 7 回	令和7年10月14日（火）午後1時30分より 第一・第二委員会室
	協議内容 （1）市民アンケート案の検討 ① 会派等での検討結果報告 ② アンケートの各項目の検討 ③ 今後の取り扱い計画 ④ 1,000名無作為抽出者への質問紙による回答とQRコードからの任意回答 （2）今後の取り組み事項の検討 ① 議員研修会の確認 ② 市民との意見交換会での議会制度特別委員会に係る説明事項の確認 ③ 常任委員会所管及び市長専決事項の指定の検討 ④ 定数条例その他の検討
第 8 回	令和7年10月28日（火）午前9時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 長井市議会に関する市民アンケート発送作業の確認 封入作業日11月20日、総務課引き渡し11月27日、回答期限12月末日 2 議員定数・報酬の検討について ・どのような視点から考えればよいか

第 9 回	令和7年11月12日（水）午前11時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 長井市議会に関する市民アンケート回答入力作業について 2 委員会へのオンライン参加のための環境整備について ・会議規則等の条例改正、必要な機器等の環境についての検討 ・環境整備費用は令和9年度予算で対応 3 情報発信の強化について (1)『長井市議会ガイドブック』作成 ・中学生向けのものとし12月から検討、完成後に市教委を通し中学校配布
第 10 回	令和7年12月12日（金）午後1時30分より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 『長井市議会ガイドブック』の点検 2 長井市議会に関する市民アンケートについて ・回答入力と回答状況のグラフ化及びその考察 3 委員会へのオンライン参加のための環境整備について
第 11 回	令和8年1月16日（金）午前11時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 「市民アンケート報告書」について ・全体構成 ・自由記述の整理 ・アンケート結果の考察をどのように進めるか 「市民アンケート報告書」を2月末までに市議会ホームページにアップする 2 『長井市議会ガイドブック』について ・修正点の確認 3 今後の協議事項について (1) 議員定数・報酬については先行して協議する必要があるのではないかと 特別委員会での協議 ⇒ 全員協議会に報告 ⇒ 会派・全体での協議 R8年1月～2月上旬 R8年2月 R8年2月20日～3月末 (2) その他の協議題 ・市議会への関心を高めること ・議員評価をどう捉えるか ・議員のなり手不足への対策
第 12 回	令和8年2月2日（金）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 長井市議会に関する市民アンケート回答状況の考察について ・自由記述の整理 ・抽出者回答の考察 ・QRコードによる任意回答の考察

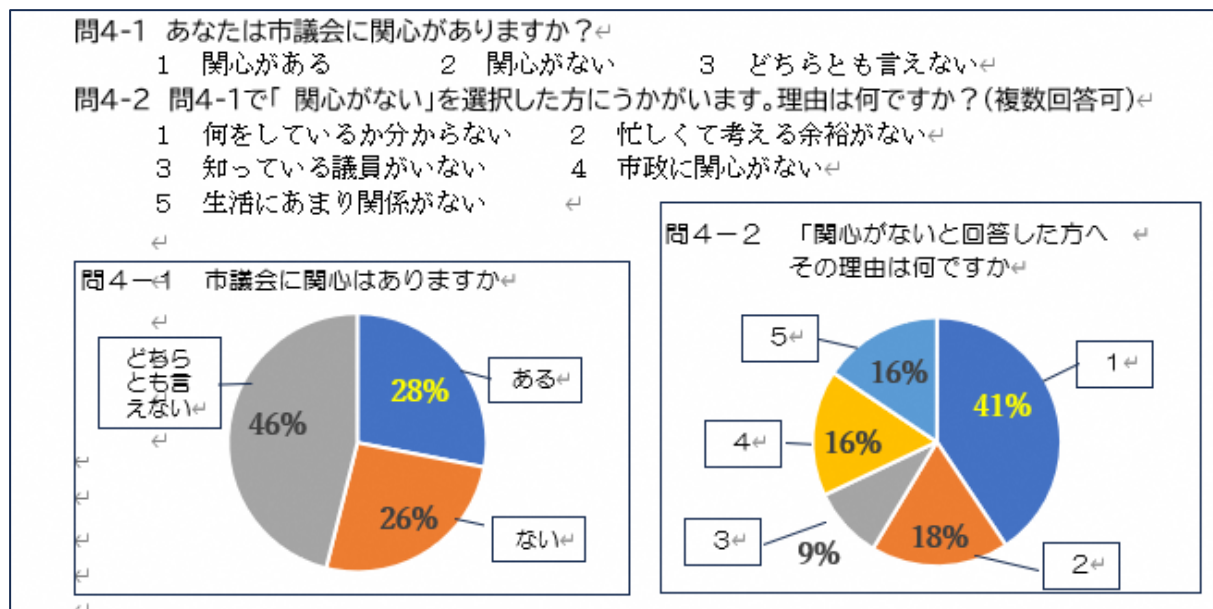
第 13 回	令和8年2月9日（金）午前10時より	第一・第二委員会室
	協議内容 1 長井市議会に関する市民アンケートの取り扱いについて ・【考察】の確認 ・アンケート報告書を全員協議会 2/12 に提案 → 市議会ホームページ掲載 2 『長井市議会ガイドブック』について ・修正箇所の確認 ・全員協議会に提示 → 市教育委員会に提供 3 定数・報酬に関する意見交換 ・先行して協議する必要があること	
第 14 回	令和8年3月10日（金）午後2時より	第一・第二委員会室
	協議内容 1 長井市議会ガイドブックについての確認 2 定数・報酬に関する各会派の意見を踏まえた意見交換	
第 15 回	令和8年3月26日（木）午後1時より	第一・第二委員会室
	協議内容 1 定数・報酬について ・再度の各会派での協議を踏まえた意見交換 ・第16回議会制度特別委員会で、議員定数・報酬に関する特別委員会としての見解取りまとめを行い議長に提出すること 2 今後行うことについて （1）オンライン委員会開催のための条例改正等の検討 （2）議会制度特別委員会報告書の作成 ・令和8年6月定例会会期中に報告書を議長に提出する	
第 16 回	令和8年4月9日（木）午後1時30分より	第一・第二委員会室
	協議内容 1 定数・報酬について （1）特別委員会としての意見集約 ・各会派での協議を踏まえた意見交換 ・意見集約の結果、議員定数と報酬に関し、2案を併記することとした ・議長への報告書（資料3参照）の検討 ・2案併記に対する意見聴取はパブリックコメントに適さず、行ったとしてもアンケートとなり同様のアンケートは実施済であることからそれらは不要となる	
第 17 回	令和8年4月30日（木）午前10時より	第一・第二委員会室
	協議内容 1 オンライン委員会について （1）オンライン委員会に関する条件等の確認 （2）条例等の改正案の検討	

第 18 回	令和8年5月14日（木）午前10時より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 オンライン委員会について （1）オンライン委員会開催のための条例等改正案の検討 2 議会制度特別委員会報告書（中間案）の検討
第 19 回	令和8年6月1日（月） 午前11時30分より 第一・第二委員会室
	協議内容 1 オンライン委員会について ・オンライン委員会開会のための会議規則と委員会条例改正のための議会案の確認 ・オンライン委員会運営要領の確認 ・オンライン委員会開会に関する検討の継続 ア 規定等の改正等に関しては議会運営委員会に イ 機器等の整備に関してはICT活用委員会に ウ 令和9年度予算に関しては議会事務局に 2 議会制度特別委員会報告書（最終案）の検討
議会制度特別委員会委員 梅津善之(委員長)、勝見英一郎(副委員長) 鈴木英則、鈴木裕、鈴木一則、竹田陽一、鈴木富美子	

4 課題への取り組み

(1)市議会に関する市民の意識調査 ― 市民アンケートの実施 ―

市民アンケート報告書の一部



【目的】長井市議会では令和6年2月より、政治への関心低下や議員のなり手不足等の課題について議論を交わしてきた。令和7年6月に議会制度特別委員会を設置して具体的な施策に取り組んできたが、その一つとして、議会に対する市民の率直な声をお聞きするため、市民アンケートを実施した。

【実施期間】 令和7年12月1日から12月31日まで

【対象】 i) 有権者から無作為抽出した1,000名

ii) 「広報ながい 令和7年12月号」にアンケート協力依頼記事とQRコードを掲載し、任意の市民が回答できるようにした。

【アンケートの取り扱い】 アンケート本文と報告書は長井市議会ホームページで公開する。ただし、回答のデータ等、上記以外の情報は非公開とする。

【回答の集計と考察】 集計結果と自由記述及び考察は報告書に掲載。回収率31.8%。

【報告書】 アンケート本文、回答状況、考察を報告書にまとめ市議会ホームページに掲載。
(報告書全体は資料4参照)

(2)市議会の意義と働きについての理解醸成

— 『長井市議会ガイドブック(パワーポイント版)』作成 —

議会のしくみを学び市政への関心を高めていただくことを目的に、中学生向けの『長井市議会ガイドブック (パワーポイント版)』を作成した。



目次

- 1 民主主義と議会・・・・・・・・４
- 2 二代表制・・・・・・・・・・５
- 3 長井市議会の諸規定・・・・６
- 4 長井市議会の構成・・・・・・７
- 5 議会における審議・・・・・・８
- 6 市民の市政への参加・・・・・・９
- 7 長井市議会議員になるには 10
- 8 長井市の施策・・・・・・・・・・11
- 9 長井市の財政・・・・・・・・・・12
- 10 みんなで考えよう
これからの長井市・・・・13

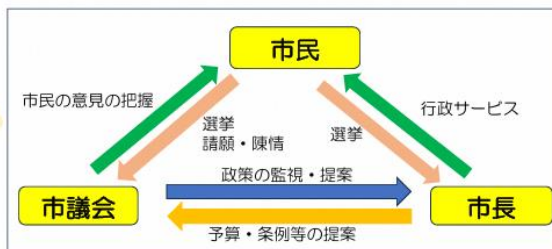
2 二代表制

「二代表制」とは？

「二代表制」の「二元」は「市長」と「議会」を指しています。市長も議員も、市民の代表として、選挙により選ばれているという意味です。
二代表制では、議会は予算や条例などの審議と議決をし、執行は市長をトップとする執行機関が担います。
議会と執行部は互いに緊張感を保ち、議会は執行機関に対するチェック機能を果たしています。

調べてみよう

地方自治体は二代表制
だけど国はちがうのか
な？



長井市議会傍聴規則を見てみよう

議会の傍聴？



長井市議会ホームページより

議会を傍聴してみませんか

長井市議会は本会議及び委員会を公開しています。
市議会は誰でも傍聴できます。市民生活に直結した重要な問題が審議されていますので、市政を知るためにも、ぜひ議会を傍聴してください。

市議会が市民に開かれたものであるために、本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、常任委員会が公開されており、所定の手続きをして傍聴することができます。



長井市議会議場の傍聴席からの写真。傍聴席は、会議場より一段高くなっています。

傍聴規則第7条（傍聴人の守るべき事項）

これは守ってね

- (1) 議場における言談に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 会議の妨げとなるものを着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体な行為をしないこと。
- (7) (略) 議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

調べてみよう

本議会の様子は、長井市議会のホームページから録画を見られるんだって。
タブレットで検索して調べてみよう。



その他のページは資料5参照

(3) 議員活動の充実に向けて

① 議員研修会の実施

第1回 長井市議会会議規則、長井市議会申し合わせ事項についての研修

令和7年3月28日（金）午前9時30分より 第一・第二委員会室

- ・逐条解説を議会事務局長が行った。
- ・その後、委員各自で『議会提要』所収の諸規程を見直し、課題と改正案を出し合い、それを議長提案につなげることができた。

第2回 外部講師を招いての研修

題：「対話する議会・議員」を目指して

令和7年12月19日（金）午後2時～5時 第一・第二委員会室

講師：佐藤 淳 氏（青森大学社会学部教授）

内容：①地方議会における生成AIの活用

「生成AIとの対話」による可能性は、政策提言の質を高め、議員間討議をエビデンスベースで豊かにし、議会を「学び続ける場」へと変えていくことができる。

②SOUNDカードの利用

「対話の質」を高めるためのツールとして「SOUNDカード」を紹介。カードには、「あなたが常々思っていることは何ですか？」「あなたが問題、気掛かりに感じることは何ですか？」など、考える



きっかけとなる多彩な「問い」が書かれている。こうした問いが、参加者一人ひとりの考えや想いを引き出し、語り合う空気を自然につくってくれます。特別な進行技術がなくても、カードの問いを起点に、語り合うきっかけを持てる。これは、議会に限らず、地域のあらゆる話し合いの場において、有効な“対話の入り口”となる道具です。

② 諸規程の見直し

- ・上記①第1回研修会後の見直しで出された改正案を委員で協議し、さらに関係部署に検討を依頼した。

【検討依頼先】 ○議会運営委員会 ○常任委員長会 ○ICT活用委員会
○議会事務局 ○議会制度特別委員会 ○当局

- ・各部署での検討結果を整理し、令和7年9月定例会で条例改正等を行った。
- ・改正等の概要は資料6を参照。

③ オンライン委員会開催のための条例改正等

- ・災害や感染症のまん延のほか、育児や介護等で委員会室に参集できないが、オンラインを活用するなら、一定の時間を確保して委員会に出席できる場合、出席を可能とするよう環境整備することは意義があることを確認し、そのための条例等の改正や運営要領の策定等を行うこととした。

下は、オンライン委員会開催に関する研修のための資料からの抜粋。

災害や感染症の蔓延のほか、育児や介護等もオンライン委員会の対象とすることは意義がある

議員のなり手不足が深刻化する中、…**育児や介護等**を議会の欠席事由として認める議会が増えていくが、**議事堂に参集できないながらもオンラインであれば委員会に出席できる者に対して**それを認め、委員会審査への参加のハードルを低くしていくことも求められる改革である。

各議会においては、**まずは、一部の委員がオンライン出席する場合について検討を行い**、最終的には全員がオンライン出席することも含めて検討することを求めたい。

総務省通知



1 オンライン参加できる委員会の範囲をどう定めるか

山形県(R8.4～) ○委員会条例に規定するすべての委員会
(予算・決算特別委員会は除く)

ただし、決算特別委員会の分科会を含める

○協議調整の場

(デジタル化推進会議、危機管理委員会など)

- ・研修後、長井市議会会議規則及び長井市議会委員会条例の改正 (資料7) とオンライン委員会運営要領 (資料8) の策定を行った。
- ・参考とした資料
 - 山形県デジタル化推進会議令和7年度報告書
 - 「オンライン委員会について」都道府県議会デジタル化専門委員会
 - 全国市議会議長会 標準市議会会議規則、標準委員会条例、旬報
 - 他自治体のオンライン委員会に関する条例 等

④議会運営委員会による長井市議会基本条例に基づく評価シート (資料9) の活用

- ・長井市議会基本条例の条文ごと、次の基準で評価する。

- ☐十分できている 3点
- ☐ある程度できている 2点
- ☐あまりできていない 1点
- ☐できていない 0点

- ・令和8年4月中に全議員が回答し、議会事務局が集計。

検証結果一覧表に整理して自己点検し、議会・議員活動の改善に生かす。

(4) 議員定数・報酬についての検討

- ・議員定数・報酬について様々な視点から検討し、各会派に持ち帰って協議することを繰り返した。
- ・議員定数・報酬に関する議会制度特別委員会での協議結果をまとめ議長に報告書（資料3）を提出した。
- ・特別委員会では、第14回～第16回において集中して協議したところであるが、次の2通りの意見が並行したため、報告書ではこれを併記することとした。

並行した意見	議員定数に関して	案1	現状のままとする
		案2	定数を減ずる
	議員報酬に関して	案1	現状のままとする
		案2	増額する

報告書は資料3を参照。

5 今後に向けて

これまで、議会制度特別委員会においては、他自治体議会を参考にしながら、様々な取り組みを行ってきたが、さらに充実した実践につなげる必要も感じるところである。そこで、取り組みを継続していただきたいこと又は検討していただきたいことを次に挙げる。

(1) 取り組みを継続していただきたいこと

① オンライン委員会開会のための機器の整備と運用に係る課題の検討

オンライン委員会開会のための条例等の改正及びオンライン委員会運営要領の制定は令和8年6月定例会で上程される予定であるが、機器整備のための予算及び実際の運用に係る課題の検討については、議会制度特別委員会の解散後も引き続き必要となる。そこで、次のように、以降の業務を委譲したい。

ア 条例改正、運営要領の修正等について・・・・・・議会運営委員会

イ 機器の整備について・・・・・・ICT活用委員会

ウ 令和9年度予算について・・・・・・議会事務局

② 一定の期間ごとの諸規程の見直し

議会を取り巻く諸情勢の変化に応じた見直しが必要であるため。

③ 地方自治法や諸規程に関する議員研修会の実施

法や条例等に関する議員の正確な理解のため。特に改選後の研修は重要。

④ 議会運営委員会による、基本条例に関する全議員の評価シートの実践

議員自身の振り返りの重要性から。

⑤ 一定期間ごとの長井市議会に関する市民アンケートの実施

市民の意見を聞き、市議会の活動を見える化するため。

⑥ 長井市議会ガイドブックの改編と活用

広報資料として、対象の拡大や出前授業などに活用できると考えるため。

(2) 検討していただきたいこと

① 広報活動の強化

たとえば、議会だより編集特別委員会のほかに広報委員会を設け、議員がいずれかに所属し広報活動に取り組むなど検討してはどうか。それにより、市民アンケートやガイドブックの改編等は広報委員会の管轄とすることができる。

② 議会活動全般の総括

これまでの活動を振り返ると、一定期間ごとに議会活動全般を総括することは重要であると考えられるため。

6 終わりに

議会活動が、真に市民生活の向上に資するものとなるためには、議員自らが研鑽を積み、市民と行動を共にすることが求められる。それができて初めて、市民に理解される市議会となれる。それが議会制度特別委員会の中心テーマであった。議員それぞれ、信条も考え方も異なるのは当たり前であり、特別委員会の協議では意見の相違は多々見られた。しかし、それ自体が議会制民主主義の表れであると受け止め、一致点を探し、開かれた議会活動となるために、いくつかの具体的実践につなげられたのは一歩前進であった。当然ではあるが、令和6年3月に議員間討議を開始し、令和8年6月をもって議会制度特別委員会の業務を終了するとしても、市民のための議会の在り方・議員活動の在り方についての追求を止めてはならない。今後も市民の期待に応えられる議会となるため、不断の努力を惜しまないことを申し上げ、結びとしたい。

7 関連資料

資料1 議会提要所収の諸規定について検討を求める提案書(一部)

長井市議会議長 内谷 邦彦 様

令和7年6月6日

長井市議会 議会制度の諸課題に係る研究会

議会提要所収の諸規定に関し検討を求めることについて

令和7年度に、議会や市政への関心を高める等の諸課題を研究するために「議会制度の諸課題に係る研究会」を開催しているところですが、第2回研究会の諸規定に関する勉強会を受け諸規定の細部の見直しを行う中で種々の検討すべき事項を整理するに至りましたので、長井市議会において特別委員会を設置するなどしてご検討頂きたく、次の提案書を提出いたします。

議会提要所収の諸規定について検討を求める提案書

以下、主なもの

【長井市議会基本条例】に関して

1

現行	(見直し手続き) 第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。
検討案	「検証する」となっているが具体的にどのような方法で検証するのか。他議会では、「達成状況検証シート」を使い評価し公表している例もある。参考にし、取り入れることを検討してはどうか。
理由	「評価する」ための共通のツールがあった方が良いと考えるため。

【長井市議会政治倫理条例】に関して

1

現行	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
検討案	(6)を「その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」としてどうか。
理由	現在は様々なハラスメントが社会問題となっており、ハラスメントはセクハラに限ったことではないため。

【長井市議会会議規則】に関して

1

現行	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
検討案	出産・介護等の事由で出席が困難な場合の本会議へのオンライン参加は地方自治法で限定的に制限されていると解されるが、委員会については地方自治法でも条例を定めることにより出席は可能となっている。委員会へのオンライン参加を検討してはどうか。
理由	第2条は本会議を欠席する場合の規定で、第2項そのものに問題はないが、委員会の場合は、総務省通知のように、自治体のWi-Fi環境や条例整備により出産・介護等の事情を抱えた議員が出席できるようにすることができる。様々な立場の人たちが議員として活動できるよう、委員会へのオンライン参加を検討すべきと考えるため。

2

現行	(携帯品) 第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
検討案	第145条の条文を「議場又は委員会の会議室に入る者は、携帯電話及び会議の妨げとなるものを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長長の許可を得たときは、この限りでない。」とすることを検討してはどうか。
理由	本会議場以外の委員会室においても携帯電話は持ち込みを禁止すべきと考えるため。また、携帯品は、現代に照らし、例示したものが適切か疑問であり、持ち込みを禁止するものを列挙するより、「会議の妨げとなるもの」とした方が適切と考えるため。さらに、委員会の会議室に入る場合も含んでいるので、「議長又は委員長」とするのが適切と考えるため。

3

現行	(禁煙) 第148条 何人も、会議中は議場において喫煙してはならない。
検討案	削除
理由	会議中以外でも、また議場外の控室等でも禁煙であり、時と場所を限って禁煙とする規定はもはや不要と考えるため。

【長井市議会常任委員長会規程】に関して

1

現行	(常任委員長会) 第2条 長井市議会に常任委員会及び議会運営委員会(以下「各委員会」という。)間の情報交換又は意見調整をし、各委員会間の合意形成を図るとともに、政策立案・政策提言事案の検討等をするため、常任委員長会を置く
検討案	常任委員長会の役割を再度確認してはどうか。
理由	当初の常任委員長会は意見調整を目的としていたが、政策立案・政策提言事案の検討までを目的としているのか、再度検討して良いと考えるため。

【議会関係人事（参考）】及び【長井市議会申し合わせ事項】の齟齬に関して

1

現行	【議会関係人事】 4 議会運営委員の選任 ◎構成 結成された会派の中から3人に1人の割合で選出された委員及び副議長をもって構成する。会派に属さない議員が3人以上の場合も同様とする。 【長井市議会申し合わせ事項】 1 3 議会運営委員会委員の選出方法及び審査事項等 (1) 構成された会派の中から概ね3人に1人の割合をもって選出された者を議長が選任する。 (2) 会派に属さない議員が3人以上ある場合は、前項に準じて選出する。 (4) 議長は、委員会に出席し、発言することができる。 (5) 副議長は、委員会に出席することができる。
検討事項	議長、副議長が議会運営委員なのか不明確であり整理する必要がある。
理由	2つの規定に齟齬があるため。

【議場における発言席】に関して

1

現行	一般質問は演壇又は質問席、討論・委員会報告提案説明・一身上の弁明は演壇
検討案	欄外に「※ 議員又は当局が病気やけが等で移動が困難な場合、極力負担がない場所で発言できる」を加えてはどうか。
理由	移動が困難な状態でも、発言が保証される環境が望ましいと考えるため。

【その他 平易な表現や文書規定にのっとった表記にしてはどうか】

1

現行	「長井市議会会議規則」で漢字、送り仮名の使用で適切かどうか検討が必要と思われるものがある。
検討案	第4、9条・・・・・・の中の「はかって」を「諮って」に。 第63条「はからなければ」を「諮らなければ」に。 (以下省略)
理由	送り仮名を使用基準に合わせるため

資料2 議会制度特別委員会設置についての議会案及び設置要綱

議会案第5号

議会制度特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、長井市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年6月27日

長井市議会

議長 内谷 邦彦 様

長井市議会

議会運営委員長 平 進介

提案理由

近年の社会構造の変化及び市民意識の変化等を受け、議会制度全般の見直しと時代に即した変革が必要となっており、こうした課題に対し、幅広い調査研究及び協議を行い、提言をまとめることを目的とする特別委員会を設置するため提案するものである。

議会制度特別委員会の設置について

本市議会に、議会制度特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

記

- 1 目的 長井市議会はこれまで、長井市議会基本条例、長井市議会議員政治倫理条例等を制定し、開かれた、そして自律的な議会を目指してきたところであるが、近年の社会構造の変化及び市民意識の変化等を受け、議会制度全般の見直しと時代に即した変革が必要となっており、こうした課題に対し、幅広い調査研究及び協議を行い、提言をまとめることを目的とする。
- 2 委員定数及び設置期間
特別委員会の委員の定数は7人以内とし、設置期間は調査が終了するまでとする。
- 3 閉会中における調査活動等
特別委員会は、議会の閉会中においても必要な調査・研究等を行うことができるものとする。

長井市議会議会制度特別委員会設置規程

令和7年6月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、長井市議会委員会条例（平成3年条例第30号）第6条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第14条の規定に基づき、議会制度特別委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 平成24年に長井市議会と市民との意見交換会を開始し、長井市議会基本条例（平成26年条例第42号）及び長井市議会議員政治倫理条例（平成27年条例第21号）を制定し、開かれた自律的な議会を目指してきたところであるが、近年の社会構造の変化及び市民意識の変化等を受け、議会制度全般の見直しと時代に即した変革が必要となっていることから、幅広い調査研究及び協議を行い、見解を整理して報告することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、議長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を整理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が主宰する。

2 委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、議長に対し、委員会における協議の状況を適宜報告するものとする。

2 委員会は、検討結果に関する報告書を作成し、議長に提出するものとする。

(公開)

第8条 委員会の会議は、原則これを公開する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年6月27日から施行する。

資料3 議会制度特別委員会における長井市議会議員定数及び報酬に関する協議の結果について
(報告)

令和8年4月16日

長井市議会
議長 内谷 邦彦 様

議会制度特別委員会における長井市議会議員定数
及び報酬に関する協議の結果について (報告)

議会制度特別委員会
委員長 梅津 善之

令和7年6月に設置された議会制度特別委員会においては、諸規程の見直しと修正、『長井市議会ガイドブック』の作成と市教育委員会への提供、「長井市議会に関する市民アンケート」の実施と分析を行い、議会への関心の醸成と議員活動に係る環境整備への取り組み及び議員定数・報酬に関する協議を行ってきました。

その中の議員定数・報酬に関しては、長井市議会基本条例第19条及び第20条において、「改正に当たっては、(略)市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度を十分活用する」と定めているため、市民の意見を聞くための一定の期間を予め確保しておく必要があることから、議会制度特別委員会においては議員定数・報酬に関し第14回～16回議会制度特別委員会において先行して協議してきました。その結果、2案を併記することとなりましたので別紙のようにご報告いたします。

市民の意見聴取については、2案併記であるためパブリックコメントに該当せず、行ったとしてもアンケートの類となり同種の調査はすでに実施していることから、これらは必要ないこととしました。

なお、議員報酬に係る協議の中で、政務活動費増額の検討を求める意見が出されましたことを付記いたします。

別紙は次ページ

議会制度特別委員会における議員定数及び報酬に関する意見集約結果

令和8年4月16日

議会制度特別委員会

1 長井市議会議員定数について

案1 現状のままとする

主な意見

- 全国の市の人口規模と議員定数を見ると現状は中庸であり、多いわけではない。
- 市民アンケートでは「適当」が割合的に多い。現状は適当である。
- 定員を減らしても選挙に至るかどうかは分からない。関心の低さ、なり手不足に取り組むことが大事。
- 定員を減らすと、それだけ市民の声を聴く窓口が狭くなる。
- 削減イコール議会改革になるかは疑問である。

案2 定数を減ずる

主な意見

- 全国の市の財政規模と議員定数を見ると定数減が適当。
- 人口減少が進んでいることを考えれば定数減が適当。
- 市民アンケートのQRコードからの任意回答では、「定数が多い」という回答が多かった。
- 16人になってから人口が4,000人以上減っていることを考えると減らすべき。
- 定員減により窓口が狭くなることについては、議員が積極的に市民の中に出向くなどすればよい。

2 長井市議会議員報酬について

案1 現状のままとする

主な意見

- 現在の議員報酬が低いわけではない。
- 物価高や会社員の給料、市の財政状況を考えると増額はできない。
- 若い人のために増額しても議員全員が該当してしまうので増額の理由にならない。

案2 増額する

主な意見

- 若い世代の人が議員になるには現状は低すぎる。

資料4 長井市議会に関する市民アンケート報告書

報告書全体は、長井市議会ホームページよりご覧いただけます。

市民アンケート報告書

令和7年12月実施の市民アンケートの集計結果と考察

目 次

I アンケートの概要	P1
II アンケート選択項目の回答状況(自由記述は P9～)	P2～
III アンケート選択項目の回答状況についての考察	P8
IV アンケートの自由記述	P9～
V 「広報ながい」掲載の QR コードからの回答集計結果	P13～

令和8年2月
長井市議会

問1 あなたの性別はどちらですか？

1 男性 2 女性 3 回答したくない

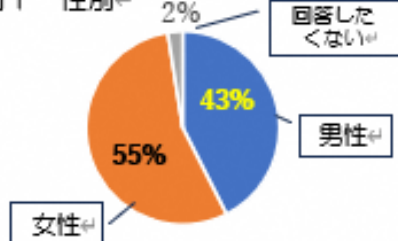
問2 あなたの年齢はどれに当てはまりますか？

1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上

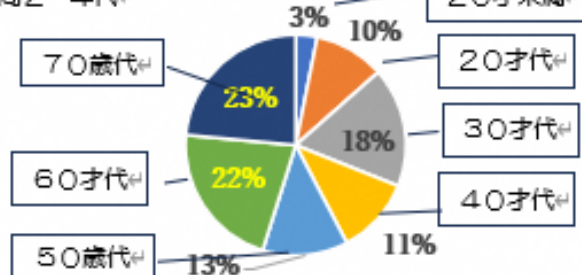
問3 あなたのお住まいの地域はどちらですか？

1 中央地区 2 致芳地区 3 西根地区
4 平野地区 5 伊佐沢地区 6 豊田地区

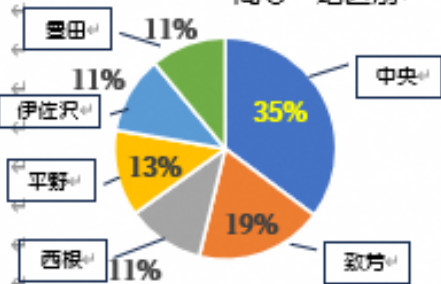
問1 性別



問2 年代



問3 地区別



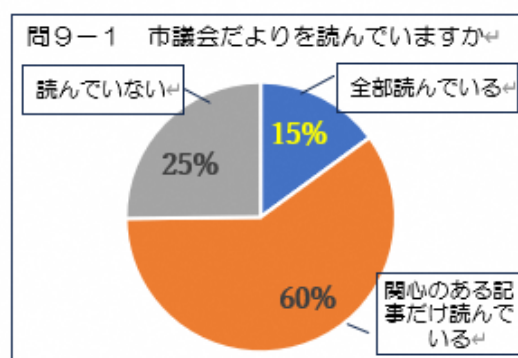
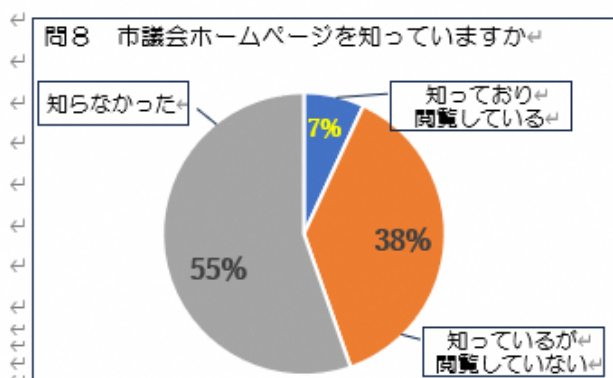
地区名	発送数	回収数	回収率
中央	386	112	29.0%
致芳	148	59	39.9%
西根	127	36	28.3%
平野	120	40	33.3%
伊佐沢	106	36	34.0%
豊田	113	35	31.0%
全体	1,000	318	31.8%

問8 あなたは、市議会ホームページを知っていますか？

- 1 知っており閲覧している 2 知っているが閲覧していない 3 知らなかった

問9-1 あなたは、市議会だより(年4回発行)を読んでいますか？

- 1 全部読んでいる 2 関心のある記事だけ読んでいる 3 読んでいない



問9-2 問9-1で「読んでいない」を選択した方にうかがいます。読んでいない理由は何ですか？

- 1 市議会だよりを知らない 2 記事に関心がない

問9-3 問9-1で「全部読んでいる」、「関心のある記事だけ読んでいる」を選択した方にうかがいます。特に興味をもって読んでいる記事は何ですか？(複数回答可)

- 1 定例会の概要 2 審議した主な議案 3 議案の審議結果
4 一般質問・総括質疑 5 請願・意見書の審議結果
6 その他の特集ページ

Ⅲ アンケート選択項目の回答状況についての考察

1 回答の特徴

(1) 議会への関心について

- 問4-1で「関心がある」としたのは28%。
- 「関心がない」とした方の理由では「何をしているか分からない」が最も多い。
- 問6、問7で、市議会の傍聴に行ったことがある人は6%、インターネット中継を視聴している人は4%。
- 問8で、市議会ホームページは、閲覧する人は少ないものの、約半数に知られている。
- 問9で、市議会だよりは4分の3の市民に読まれている。
- 市議会だよりで読まれているのは多い順に「一般質問・総括質疑」、「審議した主な議案」、「議案の審議結果」。
- 問11で、市議会議員の活動をある程度知っている方は約6割。
- 問12で、市民との意見交換会は約半数の方が「知らない」。
- 市民との意見交換会に参加しない理由では「時間的に参加するのは難しい」が4割を超し最も多い。

(2) 市議会への評価について

- 問15で、「評価する」が約3分の1。約半数は「分からない」「どちらとも言えない」。
- 市議会に期待することのうち「市民の意見の把握」「地域の課題解決」が合わせて63%。「市政のチェック」は13%、「政策立案」は10%。

その他の内容は、長井市議会ホームページの市民アンケート報告書をご覧ください。

資料5 『長井市議会ガイドブック』

中学生向けの『長井市議会ガイドブック(パワーポイント版)』を作成し、長井市教育委員会に提供しました。

印刷ではなくデジタルなので、対象者や年度に合わせ、随時修正が可能です。



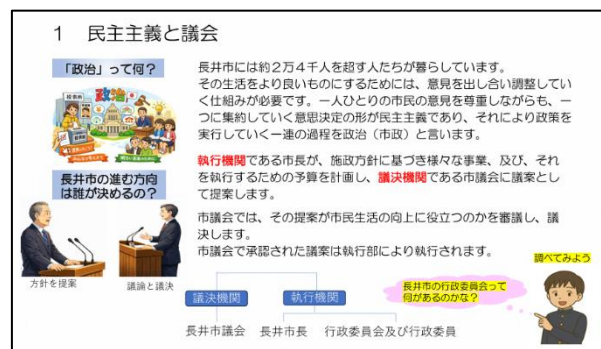
1



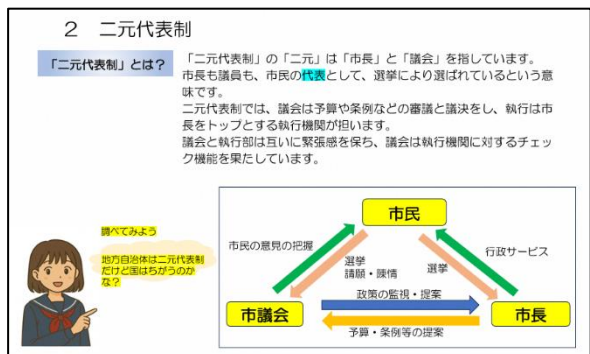
2



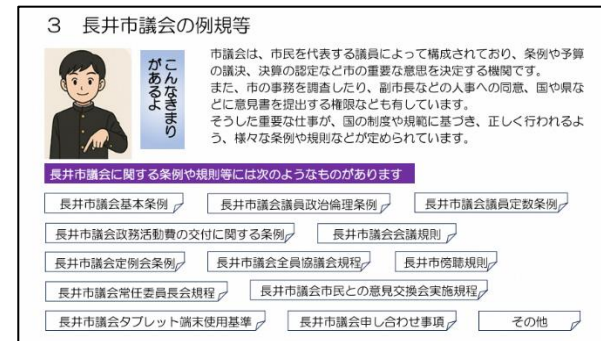
3



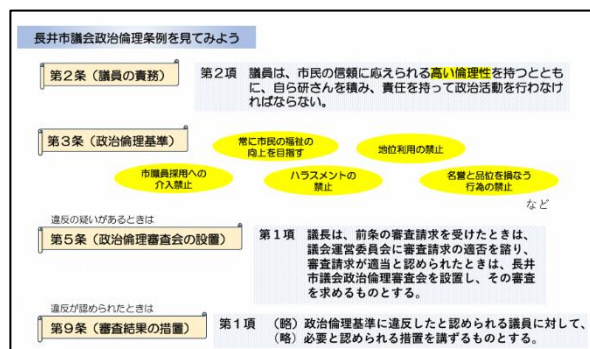
4



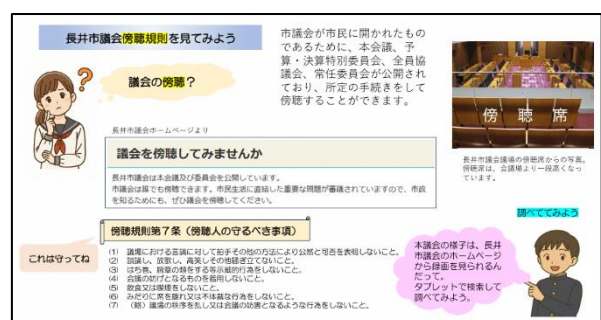
5



6



7



8

第六次総合計画の学校教育分野では、次の目標を掲げています

(1) 子ども達の豊かに生きる力としなやかな心の育成
 目標：学校に行くことが楽しいと思うこどもの割合
 小学校92.5% (R5: 87.4%)、中学校88.5% (R5: 83.8%)

(2) 一人ひとりの特性を尊重する共生の理念に基づく教育環境づくり
 目標：自分と違う意見について考えるのは楽しいと思うこどもの割合 (5か年平均)
 小学校83.5% (R5: 78.4%)、中学校87.0% (R5: 82.2%)

(3) 子ども達が安全で快適に過ごせる教育環境づくり
 目標：スクールバスの車両更新率 100% (R4: 0%)



17

基本施策3 学校と地域が共に子供を育む教育の推進

【成果指標】	【現状値】	【目標値】
地域活動のうち「教育・青少年育成活動」及び「子育て支援活動」に参加している人の割合 (市民アンケート調査)	14.9% (令和5年度)	36.0% (令和10年度)

基本施策4 多様な活動とつながりが生まれる学びの推進

【成果指標】	【現状値】	【目標値】
生きがいがあると感じている市民の割合 (市民アンケート調査)	54.9% (令和5年度)	63.5% (令和10年度)

5 基本施策の推進

基本施策1 子供たちが笑顔で楽しく過ごせる学びの場づくり

【成果指標】	【現状値】	【目標値】
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学生 86.4% (令和6年度) 中学生 87.3% (令和6年度)	小学生 92.0% (令和10年度) 中学生 88.0% (令和10年度)

基本施策2 子供たちが安全で快適に過ごせる学校環境の整備

【成果指標】	【現状値】	【目標値】
学校1台の更新率 (相当調査)	84.0% (令和6年度)	96.4% (令和10年度)



18

9 長井市の財政

ここからは、ちょっと難しいけど長井市の財政の話をしていきますね

一般会計

- 国民健康保険特別会計
- 山形県道運賃助成事業特別会計
- 訪問看護事業特別会計
- 介護保険特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 宅地開発事業特別会計
- 水道事業会計
- 下水道事業会計

一般会計は、基本的な事業の経費をまとめた、市の主要な会計です。

特別会計は、一般会計と分けざるを得ないもの、長井市では左表のような特別会計があります。

また、民間企業と同等の**企業会計**を適用する水道・下水道事業会計もあります。

財政課

歳入(さいにゅう)

長井市を運営するためのお金は「歳入」だと思っただけで、実際はどんなのかな？

長井市の主要な収入(歳入)は、次の4つを取り上げてみます。

- ①市税 ②市債
- ③地方交付税 ④国庫支出金

19

これが令和7年度の当初予算だよ。で、粗んだ項目は次のページで説明しますね。

歳入 184億 4,000万円

地方交付税・地方債交付金など 9億9,460万円 (5.4%)

国・県支出金 37億9,185万円 (20.6%)

地方交付税 54億2,500万円 (29.3%)

依存財源 108億4,055万円 (58.8%)

市債 6億2,910万円 (3.4%)

自主財源 75億9,945万円 (41.2%)

市税 31億1,429万円 (16.9%)

歳入金 19億9,001万円 (10.8%)

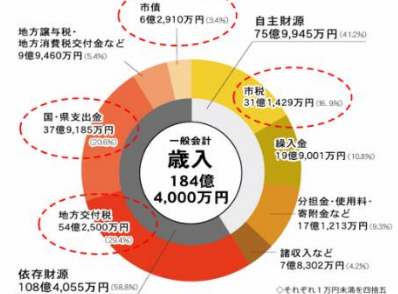
分担金・使用料・寄附金など 17億1,213万円 (9.3%)

繰入金など 7億8,302万円 (4.2%)

○それぞれ1万円未満を四捨五入して1億とする。ただし、税金は1億未満を四捨五入しない場合があります。

「自主財源」とは、市税など自主的に収入している財源のことです。「依存財源」とは地方交付税など、国又は県から交付される財源のことです。

こういう細かい、4月の新年度でよく見るよね。一番多いのは「地方交付税」なんだね。



20

市税

- 市民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- たばこ税
- 入湯税
- 都市計画税

市税

市税収入は、令和7年度の予算では長井市の歳入全体の約17%です。意外と少ないと感じるかも知れませんが、入湯税は、温泉地の環境整備などに充てられる目的税です。

国庫支出金

- 国庫負担金
- 国庫補助金
- 国庫委託金
- 国庫負担金
- 国庫補助金
- 国庫委託金

国庫支出金

国庫支出金は、国が地方自治体に対して特定の事務事業を実施するために交付するお金で、使途が指定されています。国庫支出金は、県が市町村に交付するお金で、国庫支出金を経費の一部として交付するものや、県独自の施策に基づくものがあります。

地方交付税

- 普通交付税
- 特別交付税

地方交付税

全国どここの自治体に住んでいても同じような市民サービスが受けられるよう、足りない分を国が交付税として自治体に交付するお金です。

〈自治体が必要とする額〉＝〈自治体の収入〉－〈普通交付税の額〉

特別交付税は、災害など特別な事情が起きた時に交付されるお金です。

市債

市債とは、主に市が施設整備などの事業を行うために必要な資金を、国や金融機関などから調達する借入金のことです。

臨時財政対策債

国から交付されるべき地方交付税の不足分を補うために設けられているもので、不足分を市が借入れますが、その元利償還分は全額、後年度に分割して国から市に交付税に含めて支払われます。

21

10 みんなで考えよう これからの長井市

中学生は選挙権はないけど、これまで政治のことをちゃんと考えてきたかな？

地方都市の魅力ってなんだろう？

長井市も人口が減ってきているから、地域の人が力を合わせて生活するにはどうすればいいか考える必要があるね。

どこで議論されているのか市議会議員を見学してみようか。

考えてみよう

これからの長井市を魅力あるまちとするためにどうすればいいかを中学生の視点で考えてみよう。

↓

中高生にとって、どんな場所があればいいのかな？

それをつくるにはどうすればいいのかな？

将来の社会を考えて、今どんなことを学んだらいいのかな？

それはどこで学べるのかな？長井にあるのかな？

みなさんの発想を、ぜひ市議会にお寄せください。

議場



22

資料6 諸規程の見直しに基づく条例改正等

(1)長井市議会政治倫理条例の改正

議会案第 号

長井市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、長井市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
令和7年9月29日

長井市議会

議長 内谷 邦彦 様

長井市議会

議会制度特別委員長 梅津 善之

提 案 理 由

議員の政治倫理意識の向上及び社会情勢に鑑み、所要の改正を行うため提案するものである。

議会案第 号

長井市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

長井市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

長井市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

長井市議会議員政治倫理条例（平成27年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)」を「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、ハラスメント」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(2)長井市議会会議規則の改正

議会案第 号

長井市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、長井市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月29日

長井市議会

議長 内谷 邦彦 様

長井市議会

議会制度特別委員長 梅津 善之

提 案 理 由

現在の社会情勢に鑑み、所要の改正を行うため提案するものである。

議会案第 号

長井市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

長井市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

長井市議会会議規則の一部を改正する規則

長井市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第4項中「附ける」を「付ける」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「報する」を「報ずる」に改める。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第27条中「行なう」を「行う」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第35条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「当って」を「当たって」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第54条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」改め、同条第3項中「当って」を「当たって」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第59条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第60条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第69条中「附ける」を「付ける」に改める。

第70条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「投票の効力)」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

(第75条以下の条文改正は省略)

(3)議会提要に載せている規程等の一部改正(①～⑤)

「長井市議会全員協議会規程」、「長井市議会常任委員長会規程」、「議会関係人事(参考)」、「議場における発言席」及び「長井市議会市民との意見交換会の実施に関する申し合わせ事項」の一部改正について このことについて、別紙のように訂正することをご提案申し上げます。 令和7年9月24日 長井市議会 議長 内谷 邦彦 様 長井市議会 議会制度特別委員長 梅津 善之	
--	--

① 長井市議会全員協議会規程

改正案	現行
(会議) 第4条 一略— 2 一略— 3 一略— 4 一略— 5 会議は、公開とするが、議長は、個人情報保護等必要がある場合は非公開とすることができる。	(会議) 第4条 一略— 2 一略— 3 一略— 4 一略—
理由	必要な場面で非公開の措置が取られるようにするため。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

② 長井市議会常任委員長会規程

改正案	現行
(常任委員長会) 第2条 長井市議会に常任委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）間の情報交換又は意見調整をし、各委員会の合意形成を図るとともに、必要に応じて政策立案・政策提言事案の検討等をするため、常任委員長会を置く。 2 一略—	(常任委員長会) 第2条 長井市議会に常任委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）間の情報交換又は意見調整をし、各委員会の合意形成を図るとともに、政策立案・政策提言事案の検討等をするため、常任委員長会を置く。 2 一略—
理由	政策立案された案件・政策提言事案を精査するところとして、常任委員長会において確認する必要があるため。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

③ 議会関係人事(参考)

改正案	現行
4 議会運営委員の選任 —略— ◎定数 —略— ◎構成 結成された会派の中から概ね3人に1人の割合で選出された委員_____をもって構成する、会派に属さない議員が3人以上の場合も同様とする。(長井市議会申し合わせ事項13) —以下、略—	4 議会運営委員の選任 —略— ◎定数 —略— ◎構成 結成された会派の中から概ね3人に1人の割合で選出された委員及び副議長をもって構成する、会派に属さない議員が3人以上の場合も同様とする。(長井市議会申し合わせ事項13) —以下、略—
理由	現行の「長井市議会申し合わせ事項」に合わせて整合性を図るため。

④ 議場における発言席

改正案	現行
議員側の表欄外 ※反問に対する回答は、当局から反問を受けた時の発言席とする。 ※病气やけが等で移動が困難な場合、議長の許可を得て、自席で発言できる。 当局（説明員）側の欄外 ※反問の許可・許可を受けての発言は自席で行う。 ※病气やけが等で移動が困難な場合、議長の許可を得て、自席で発言できる。	議員側の表欄外 ※反問に対する回答は、当局から反問を受けた時の発言席とする。 _____ _____ 当局（説明員）側の欄外 ※反問の許可・許可を受けての発言は自席で行う。 _____ _____
理由	発言の機会を保証するため。

(令和7年10月1日・一部改正)

⑤ 長井市議会市民との意見交換会の実施に関する申し合わせ事項

改正案	現行
2 地区別意見交換会 (2) 実施単位区域 市内の行政区域を基準とし、中央地区_____ _____、致芳地区、西根地区、平野地区、伊佐沢地区、豊田地区の合計<u>6</u>地区を実施単位区域とする。	2 地区別意見交換会 (2) 実施単位区域 市内の行政区域を基準とし、中央地区<u>については旧小出地区と旧宮地区の2つに区分し</u>、致芳地区、西根地区、平野地区、伊佐沢地区、豊田地区の合計<u>7</u>地区を実施単位区域とする。
理由	6地区とする現状が適切と考えるため。

附 則

本申し合わせ事項は、令和7年10月1日から施行する。

資料7 長井市議会会議規則及び長井市議会委員会条例の改正

① 長井市議会会議規則の改正

議会案 号

長井市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、長井市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年6月19日

長井市議会

議長 内谷 邦彦 様

長井市議会

議会制度特別委員長 梅津 善之

提案理由

オンライン委員会の活用を実現するため、所要の改正を提案するものである。

議会案第 号

長井市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

長井市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

長井市議会会議規則の一部を改正する規則

長井市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条（定足数に関する措置）」を
「第87条（定足数に関する措置）
第87条の2（出席委員に関する措置）
第87条の3（オンラインを活用した委

員会）」
に、「第159条（協議又は調整を行うための場）」を

「第159条（協議又は調整を行うための場）
第159条の2（協議等の場の開催方法の特例）」に改める。

第2章第1節中第87条の次に次の2条を加える。

（出席委員に関する措置）

第87条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含むものとする。

以下、次ページ

(オンラインを活用した委員会)

第 8 7 条の 3 長井市議会委員会条例 (平成 3 年条例第 3 0 号) 第 1 5 条の 2 に規定するオンラインを活用した委員会 (以下「オンラインを活用した委員会」という。) の運営その他必要な事項は、この規則に定めるもののほか議長が別に定める。

第 1 1 0 条中「その出席」を「委員会 (オンラインを活用した委員会を含む。) への出席」に改める。

第 1 2 2 条に次のただし書きを加える。

ただし、オンラインを活用した委員会にオンラインにより出席した委員は、表決に加わることができる。

第 1 2 5 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会においては、投票で表決を採ることができない。

第 1 3 5 条中「委員会」を「委員会 (オンラインを活用した委員会を含む。) は」に改める。

第 7 章中第 1 5 9 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 1 5 9 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延あるいは育児、看護、介護の要により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この規則は、この規則の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。

② 長井市議会委員会条例の改正

議会案 号

長井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、長井市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 1 9 日

長井市議会

議長 内 谷 邦 彦 様

長井市議会

議会制度特別委員長 梅 津 善 之

提 案 理 由

オンライン委員会の活用を実現するため、所要の改正を提案するものである。

長井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

長井市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

長井市議会委員会条例の一部を改正する条例

長井市議会委員会条例（平成３年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１５条（招集）」を「第１５条（招集）

第１５条の２（出席の特例）」に改める。

第１０条中「場所」の次に「（第１５条の２第２項の規定により委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨）」を加える。

第１２条に次の２項を加える。

- ３ 常任委員会委員長が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した常任委員会にオンラインにより出席する場合は、常任委員会副委員長が委員長の職務を行う。
- ４ 常任委員会委員長及び副委員長ともにオンラインを活用した常任委員会にオンラインにより出席する場合は、年長の委員が委員長の職務を行う。

第１５条の次に次の１条を加える。

（出席の特例）

第１５条の２ 常任委員会委員長は、常任委員会委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、オンラインにより当該委員に発言その他の行為をさせることができる。ただし、第２０条の規定により秘密会とした場合はこの限りでない。

（１）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰すことができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（２）育児、看護、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

２ 前項の規定によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

３ オンラインによる方法での常任委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。

資料8 オンライン委員会運営要領

長井市議会オンライン委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長井市議会委員会条例（昭和42年12月条例第45号。以下「条例」という。）第15条の2第1項の規定に基づき、常任委員会委員長（以下「委員長」という。）が、常任委員会委員（以下「委員」という。）にオンラインにより発言その他の行為をさせる場合等の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第2条 オンラインにより発言その他の行為をする委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室の状態を確認しながら通話することができるようになるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
- (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (4) 議会事務局との連絡体制を確保するため、携帯電話を常備すること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンラインにより委員会に出席するための経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(オンラインによる出席の申請)

第3条 オンライン出席委員となることを希望する委員は、委員会開会日の7日前までに、オンライン出席を希望する旨を議会事務局に通知し、議会事務局及び委員長により、通信環境の確認を受けるものとする。

2 オンライン出席委員となることを希望する委員は、前項の確認を受けた後、委員会開会日の前日（長井市の休日を定める条例（平成3年9月24日長井市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）午後1時までに、オンライン出席申請書（別記様式）を委員長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 委員長は、前項の申請書を提出した委員について、条例第15条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可するものとする。

第4条以降は次ページ

(委員長、副委員長のオンラインによる出席)

第4条 委員長及び副委員長は、オンライン出席委員となることができる。

- 2 前項の場合において、円滑な議事運営を確保する観点から、委員長又は副委員長は、現に委員会室にいることを要する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 3 委員長がオンライン出席委員となった場合には、条例第12条第1項の規定に準じ、現に委員会室にいる副委員長（前項ただし書の場合、又は副委員長が委員会を欠席した場合には、条例第12条第2項の規定に準じ、現に委員会室にいる年長の委員）が委員長の職務を行うこととし、オンライン出席委員となった委員長（前項ただし書きの場合は委員長及び副委員長）は委員として委員会に出席するものとする。ただし、全ての委員（欠席委員を除く。）がオンライン出席委員となった場合は、この限りでない。

(オンライン出席の要件及び通信障害の取り扱い)

第5条 条例第15条の2第2項の規定は、オンライン出席委員の映像及び音声を確認できる場合に限り適用するものとし、通信障害が生じている間は当該委員が離席しているものとみなす。

- 2 委員長は、オンライン出席委員に通信障害が生じている間は議事を続行するものとし、後に通信が回復した場合は、議事日程に影響しない範囲で柔軟な対応が取れるものとする。

(表決の方法等)

第6条 委員長は、挙手又は起立による表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員の可否については、挙手及び発言により確認するものとする。

- 2 委員長は、簡易表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に対し、同時に異議の有無を諮るものとする。
- 3 前2項の場合において、委員長が表決の宣告をしたときに第5条第1項の状態が確認できない委員は、表決に加わることができない。

(秩序維持に関する措置)

第7条 委員長は、条例第22条第2項の規定に基づき、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

附 則

この要領は、令和9年5月5日から施行する。

資料9 長井市議会基本条例の検証シート

『長井市議会基本条例の検証シート』

氏 名 _____

※評価区分を選択し、評価区分に基づいた意見や今後の取組の方向性を記載

条 文	評価区分	【必須項目】 評価区分に基づいた意見や今後の取組の方向性
(市民と議会との関係) 第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、すべての会議を原則公開とする。 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めなければならない。 4 議会は、市民から提出される請願、陳情等を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、当該請願者及び陳情者等の説明又は意見を聴く機会を設けなければならない。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	
(市民との意見交換会) 第6条 議会は、議案等の審議の経過及び結果について市民に報告し、説明責任を十分に果たすとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。 2 市民との意見交換会に必要事項は、議長が別に定める。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	
(市長等執行機関と議会との関係) 第7条 議会は、市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）と緊張関係の保持に努めなければならない。 2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、一問一答方式で行うことができる。 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑の論点を整理し、趣旨確認をするため当該議員に対して反問することができる。 4 議員は、閉会中に議長を経由して市長等に対して文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書による回答を求めるものとする。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	

条 文	評価区分	【必須項目】 評価区分に基づいた意見や今後の取組の方向性
(議員間討議) 第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営を行うものとする。 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合、議員相互間において、少数意見を尊重し、十分な議論を尽くすように努めなければならない。 3 議員は、前2項による議員相互間の討議を深め、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めなければならない。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	
(政策討論会) 第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策討論会を開催することができる。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	
(委員会の活動) 第12条 委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 2 委員会は、第6条第1項に規定する市民との意見交換会で出された意見を委員会活動に反映しなければならない。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	
(議会による議員研修の充実強化) 第13条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催する。	□十分できている 3点 □ある程度できている 2点 □あまりできていない 1点 □できていない 0点	

以下、省略